



逆瀬台小学校区  
10,000人のまちづくり

# ゆずり葉だより

編集・発行 / 逆瀬台小学校区まちづくり協議会（ゆずりはコミュニティ）事務局・広報（発行部数）4,400部  
〈住所〉 〒665-0024 宝塚市逆瀬台6丁目1番1号 宝塚市立逆瀬台小学校内  
〈Eメール〉 yuzuriha.com@a.zaq.jp 〈連絡先〉 石谷 TEL 20-5054  
〈掲示板〉 <http://8507.teacup.com/yuzuriha/bbs>（自由投稿版）  
〈ブログ〉 <http://www.voluntary.jp/weblog/myblog/230>  
〈ホームページ〉 <http://yzrh.exblog.jp/> 〈TEL/FAX〉 0797-73-8839

健康で  
明るく  
楽しい  
まちづくり



ゆずり葉コミュニティ  
ブログ・QRコード

夏 第96号

## 『まちづくり協議会』が条例化されます（ゆずり葉コミュニティ 新会長 石谷清明）

### （1）条例化の概要

宝塚市は、平成5年に、より本格的なコミュニティ施策の取り組みに着手し、平成11年までに概ね小学校区単位の「まちづくり協議会」を設立しました。

現在「まちづくり協議会」は、宝塚市内に20カ所（概ね小学校区単位）あり、活動しています。

しかし、「まちづくり協議会」等の地域活動の役員の方や地域住民の皆様に対して説明をする場合に、今まで「まちづくり協議会」とは何かという確固たる説明がどこにもなく、理解して頂くことが難しい状況があり、また、「住民自治組織のあり方に関する調査」や「地域自治の推進に向けての今後の取り組み」を経て、「まちづくり協議会」の正確な位置付けを、法的根拠として条例化することが必要になりました。



「宝塚市」と「宝塚市社会福祉協議会」は、縦の連携と横の連携を図り、「協働のまちづくり」に向けて、市から室長級の職員が毎回役員会に出席して頂いています。

そして、今年の中川市長の施策方針の中にも「まちづくり協議会」を条例で位置付ける取り組みを進めると明言しています。

そこで、平成30年7月から「協働のまちづくり促進委員会」において、この（仮称）宝塚市協働のまちづくり推進条例の審議を継続し、このたびその素案がでる運びとなりました。

### （2）条例とは

① 条例とは、市が作る『法律』のことです。

②（仮称）宝塚市協働のまちづくり推進条例とは

「まちづくり基本条例」（市における最高規範性を有する条例で、中には市の責務、市長の責務等が記されています。）で規定している「市民と市の協働のまちづくり」をさらに進めるため、必要な事項を定めた条例です。

また、平成30年6月に決定した「第6次宝塚市総合計画策定方針」にて、各まちづくり協議会が現在、見直しに取り組んでいる「地域ごとのまちづくり計画」を総合計画に位置付けることを決定したところであり、その計画の策定主体である「まちづくり協議会」の根拠を整備し、その位置付けを明確にする必要があります。

その中身は、「まちづくり協議会」の定義、運営、活動、市との協働、連携等を説明し、現在条例化の素案づくりが進み、皆様に説明できる状況になりました。

なお、素案につきましては、次号（秋号）にて記載させていただきます。

その概略説明と素案について、皆様にご理解とご協力を頂くために「ゆずり葉だより」の夏号だけに終わらず何回かに分けてお話をさせていただきます。よろしくお願いたします。



防災宝塚逆瀬台地区土砂災害警戒区域として急斜面崩壊・崖崩れ（12箇所）、土石流（2箇所）の裏山、逆瀬川及び白瀬川を踏査し、「まちづくり計画」に反映。

### （3）条例化についての全国的な動向

① 総務省では平成25年度から地域運営組織（地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加して協議し、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織）に関する調査研究を開始しており、平成30年度の調査報告によれば、全国711市町村で4787組織が形成されており、その活動範囲は主に小学校区であります。

② 平成30年12月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018年改訂版）」では、地域課題解決のための持続的な取り組み体制として「地域運営組織」の形成が重要との方針を示しており、2020年度までに5000組織の形成を目標にしています。

③ 近年、近隣の市（明石市、八尾市、伊丹市、豊中市、川西市等）においても、地域自治の推進のため、小学校区を基本的な活動範囲として地域課題の解決に取り組む組織の形成及び、その法定化の取り組みが進んでいます。



光ガ丘自治会館前—光ガ丘登山口—青葉台登山口—逆瀬台センター—北逆瀬台登山口—西逆瀬台登山口—ゆずり葉緑地公園のルートを通り、楽しくまち歩き。「まちづくり計画」の基になります。

④ このように、国でも地方自治体でも地域課題解決のための取り組み組織として、概ね小学校区単位の「まちづくり協議会」に類する組織体制づくりと、その法定化が進みつつあります。

### （4）条例化の目的

① 条例で位置付ける目的は、まちづくり協議会の定義や運営、活動、市との連携に関することなどの基本的な事項を整理し、条例で規定することにより地域自治の基盤構築を図り、市民主体のまちづくりをさらに推進していくことでもあります。

② 第6次宝塚市総合計画策定方針」にて、各まちづくり協議会が見直しに取り組んでいる「地域ごとのまちづくり計画」を総合計画に位置付けることを決定したところであり、その計画の策定主体である「まちづくり協議会」の根拠規定を整備し、その位置付けを明確にする必要があります。



横の連携として「福祉ネットワーク会議」は、14団体の代表者40名が集まり、社協がファシリテーターとなり、ワークショップ形式で福祉課題を議論し、「まちづくり計画」に反映。

### （5）誰が条例化を進めているのか

① まちづくり協議会を条例で位置付けることについて「協働のまちづくり促進委員会」で審議し、素案を作成中です。

② 協働のまちづくり促進委員会」とは平成25年3月に市民と市が協働で策定した「協働の指針」に基づき、協働の取り組みを促進するために平成25年9月に設置された、市民代表参画による委員会です。

「参考 宝塚市市民協働課資料」



# 令和元年度定時役員会（総会）を開催 ゆずり葉コミュニティの役員・委員が決定

令和元年度定時役員会が、4月20日(日)、ゆずり葉コミュニティルームで開催されました。報告事項2件と議案3件が全員の賛成により原案通り承認されました。



尚、活動報告、会計報告などについては、前号の「ゆずり葉だより春第95号」をご覧ください。

## 《五役名簿（5名）》

|        |       |
|--------|-------|
| 相談役    | 井篋曄雄  |
| 会長     | 石谷清明  |
| 事務局長   | 光村正生  |
| 活動支援局長 | 古泉義太郎 |
| 施設担当   | 中村一雄  |

## 《監査役員（1名）》

|      |      |
|------|------|
| 監査役員 | 遠藤捷爾 |
|------|------|

## 《事務局委員名簿（4名）》

|      |         |
|------|---------|
| 広報委員 | 篠原和豊    |
| 書記委員 | 浅田憲哉(兼) |
| 経理委員 | 内田祐子    |
| 施設委員 | 中村一雄    |

## 《活動局委員名簿（10名）》

|      |         |
|------|---------|
| 活動委員 | 西澤芳正    |
| 〃    | 小橋光子    |
| 〃    | 大迫規子    |
| 〃    | 清水妙子    |
| 〃    | 久原正基    |
| 〃    | 宮部鶴子    |
| 〃    | 千秋良雄    |
| 〃    | 大澤喜弘(兼) |
| 〃    | 石谷清明(兼) |
| 〃    | 内田佑子(兼) |

## 《令和元年度役員名簿（19名）》

| 自治会及びマンション管理組合  | 役員名   |
|-----------------|-------|
| 逆瀬台自治会          | 大澤喜弘  |
| 〃               | 浅田憲哉  |
| 光ガ丘自治会          | 古泉義太郎 |
| 〃               | 小島一郎  |
| 阪急逆瀬台アヴェルデ自治会   | 外山算彦  |
| 〃               | 橘 郁子  |
| 逆瀬川グリーンハイツ自治会   | 浜崎史孝  |
| 〃               | 柳瀬邦雄  |
| 阪急青葉台自治会        | 光村正生  |
| 〃               | 大森正広  |
| 逆瀬川マンション自治会     | 山本 勝  |
| 宝梅園団地自治会        | 梅原道子  |
| 宝塚西山住宅自治会       | 大久保利明 |
| ゆずり葉台自治会        | 福田 史  |
| 阪急逆瀬台マンション自治会   | 石谷清明  |
| 逆瀬台2丁目自治会       | 中村一雄  |
| 逆瀬川パーク・マンション自治会 | 沖田信幸  |
| 逆瀬台住宅管理組合       | 梶浦恭弘  |
| シャンティー逆瀬川管理組合   | 宇野晃吉  |

## 「ゆずり葉コミュニティ」の 連携と協働

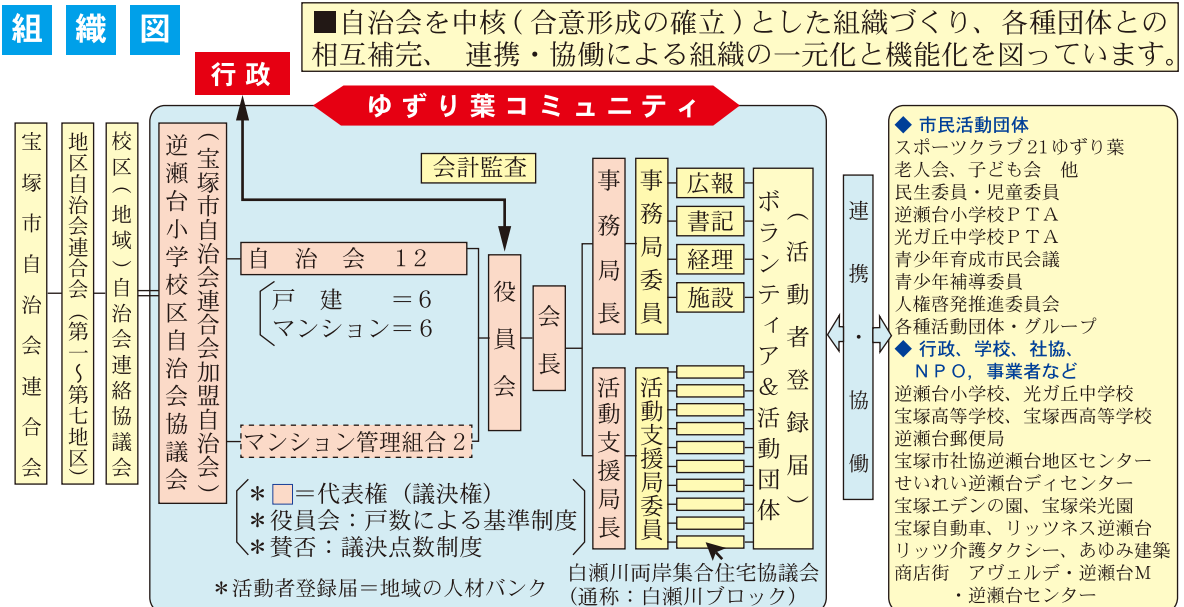
ゆずり葉コミュニティは他団体との連携と協働の強化、とりわけ域内の「スポーツ21ゆずり葉」や、逆瀬台小学校PTA、「民生委員・児童委員」などの活動団体と多様化した協働の場を挙げ、12自治会・2管理組合を中核とした議決機関である役員会と、執行機関である、事務局・活動支援局による2局体制を効果的に機能させ、地域コミュニティの創造的形成を推進して参ります。そして、「ゆずり葉だより」や、ポータルサイトによって、すべての住民の身近かな存在として結ばれています。

梅雨の候、皆様にはますます清祥の事とお慶び申し上げます。  
平素は、「ゆずり葉コミュニティ」の運営に多くの方が参加され、また一方ならぬご協力を賜り誠に有難うございます。  
5月1日から新元号「令和」の時代が始まりました。「令和」は万葉集に典拠し、人々が美しく心を寄せ合い、平和と文化が生まれ育つという意味が込められています。またレイワは、チベット語で「希望」を意味するらしく、戦争も災害もない、希望に満ちた安寧な時代となるよう、心から願って止みません。  
さて4月20日の「ゆずり葉コミュニティ総会」において令和元年度役員会の選任が議決されました。（左表をご参照ください。）私、石谷清明は中村会長に代わり新会長の重責を仰せつかりました。何とぞ、よろしくお願いいたします。各

役員会の選任につきましては、5役会にて互選され、候補者を推薦の上、定時役員会を経て改めて互選し、総会にて選任されました。  
令和元年度の「ゆずり葉コミュニティ」は、周囲の様々な動きが活発化されることが予想されます。例えば、前ページの「まちづくり協議会の条例化」の動きをはじめ、「まちづくり計画」の見直しとフォロー、「エイジ・フレンドリー・シティ」によるまちづくり、「高齢化」「見守り」対策、すべての地域住民への情報提供（「ゆずり葉だより」、「ホームページ」等）があげられます。これらは、私が今まで「白瀬川両岸集合住宅協議会」で推進してきました、「見守り」「居場所づくり」「防災」「健康づくり」の4つの要素に当てはまります。これらの要素をぶれることなく、常に地域活動の基本的な考え方として、しっかりと活動につなげていきたいと考えています。

また中村前会長や井篋相談役が長きにわたり苦勞してつくられた「ゆずり葉コミュニティ」の根幹を守りつつ、改善できる共通の課題は、皆で議論しながら、改善していきたいと考えています。「ゆずり葉コミュニティ」を扇で例えるなら、扇の要（かなめ）が「ゆずり葉コミュニティ」5役会、各自治会や活動団体は扇の骨です。そして、「ゆずり葉コミュニティ役員会」は骨がバラバラにならないように、それらをつなぐ扇面（紙の部位）でなくてはならず、重要な役割を担っています。各自治会他の話し合いや情報交換を十分に行いつつ、また社協や包括等の各関係団体、県、市役所の皆様とも常に話し合いや情報交換を十分に行いつつ、横と縦の連携と協働を同時に重視しながら、この地域にお住まいの方々が「ここに住んで良かった。これからも住み続けたい。」と思つて頂けるような「まちづくり」に努力して参りたいと考えています。これからも皆様のご指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

■自治会を中核（合意形成の確立）とした組織づくり、各種団体との相互補完、連携・協働による組織の一元化と機能化を図っています。



## ゆずり葉コミュニティの組織図

（平成20年4月1日から施行の会則による組織図）

## 「地域ごとのまちづくり計画」に対する 皆様の「ご提案・ご意見を募集します」

「ここに住んで良かった。これからも住み続けたい。」と思つて頂けるよう地域ごとの「まちづくり計画」について各自治体から要望を募集し、2か月に1度（偶数月第1日曜日）に開催する「ゆずり葉コミュニティ」役員会において、内容を検討いたします。是非、各自治会会長他の役員の方に、疑問点や要望をお伝えください。